

「我が国のバイオ燃料の導入に向けた技術検討委員会」の開催について

平成 29 年 12 月 27 日

資源・燃料部政策課

- バイオ燃料は、京都議定書においてカーボンニュートラルとして扱われ、その導入は地球温暖化対策の観点や、運輸部門の石油依存度の低減を図る観点からも、有効な手段の一つとして考えられており、近年、温暖化対策の一環として各国で導入が進められている。
- 我が国では、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）に基づき、平成 22 年に非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成 22 年経済産業省告示第 242 号。以下「判断基準」という。）において、バイオ燃料の導入目標量が設定され、段階的な導入が進められている。
- また、平成 26 年 4 月に改訂されたエネルギー基本計画（以下「基本計画」という。）の中でも、「輸入が中心となっているバイオ燃料については、国際的な動向や次世代バイオ燃料の技術開発の動向を踏まえつつ、導入を継続する。」とされている。
- 一方、基本計画では、基本的視点として、「安定供給（エネルギー安全保障）」、「効率性の向上による低コストでのエネルギー供給（経済効率性）」、「環境への適合」及び「安全性」（3E+S）が確認されるとともに、「国際的視点」と「経済成長」を加味するとされており、バイオ燃料政策の立案に当たっても、温暖化対策のみならず、エネルギーセキュリティや経済性にも配慮しつつ、多角的な視点から技術的検証を行うことが不可欠である。
- 今般、現行の判断基準における導入目標の設定年度が、平成 29 年度末に期限を迎えることを踏まえ、平成 30 年度以降の判断基準を策定する上で基盤となる、科学的な事実及びそこから導かれる基本的な考え方をとりまとめるとともに、今後のバイオ燃料政策に係る方向性などについて技術的観点から検討を行うべく、資源エネルギー庁資源・燃料部長主催の研究会として、「我が国のバイオ燃料の導入に向けた技術検討委員会」を開催する。

以上